

〔資料3〕

エネルギーサービス基本協定書(案)

荒尾市民病院(以下「委託者」という。)と●●●●(以下「受託者」という。)は、新荒尾市民病院エネルギーサービス事業(以下「本事業」という。)に関して委託者が公表した令和2年2月10日付公募型プロポーザル実施要項、要求水準書及びその質問回答(以下「実施要項等」という。)に基づき受託者が委託者に提出した令和2年4月1日付提案書(以下「提案書」という。)に定める受託者の提供するエネルギーサービス(以下「本サービス」という。)を委託者が導入することについて、次のとおり基本協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(本サービスの内容)

第1条 受託者は委託者に対し、委託者の省エネルギーや省コスト、防災性能の向上を図ることを目的として、自己の負担において別表の1の項の設備(以下「本設備」という。)を別表の2の項の設置場所(以下「本設置場所」という。)に設置し、メンテナンスを行う。

(サービス提供期間)

第2条 本サービス提供開始予定日は別表の3の項、提供期間は別表の4の項のとおりとする。

2 委託者又は受託者が、前項の開始予定日を変更する必要があるが生じた場合、委託者、受託者協議のうえ、開始予定日を変更することができる。

(本設備の設置)

第3条 受託者は、本設備の詳細内容について委託者と協議のうえ、本設備の設置に必要な設計業務を実施したうえで、その設計内容に則り本設備の設置を行う。

2 受託者は、本設備の設置に関し、法規制等に基づく適切な運用を行えるよう、適宜委託者と協議のうえ、これを実施する。

3 委託者は受託者に対し、本設置場所を無償で貸与し、受託者が行う本設備の設置工事が円滑かつ効率的に進むよう協力する。

4 本設備の設置に必要な次の資材等の提供については、受託者の負担とする。

- (1) 電力、ガス、上水など本設備の設置及び試運転に必要なユーティリティ並びに排水設備
- (2) 現場事務所、作業員控え室、機器保管倉庫等の仮設に必要な敷地、便所、洗面所
- (3) 作業用敷地、駐車場

5 試運転で本設備から生じる電力及び熱は、委託者が無償にて取得する。

6 本設備設置のため、配管・配線・ラック等の移設及び既設設備の撤去が必要であると委託者と受託者が合意した場合、委託者は当該撤去業務について受託者に委任し、受託者は本設備の設置と合わせて当該撤去業務を実施する。

7 天変地異、戦争、暴動、内乱、争議その他の不可抗力及び受託者の責めに帰すことのできない事由により発生した本設備の滅失、毀損その他一切の危険については、委託者の負担とする。

(エネルギーサービス料)

第4条 委託者は受託者に対し、本サービスの対価として、提案書に記載のエネルギーサービス料を支払う。

2 エネルギーサービス料は、実施要項等及び提案書に記載された条件に基づき算定されたものであり、委託者及び受託者は、本協定締結後、仕様、所掌範囲等に関する委託者、受託者間の協議結果に基づき、エネルギーサービス料を見直すことができる。

(エネルギーサービス契約の締結)

第5条 委託者と受託者は、本サービス提供開始日までに、エネルギーサービス料、サービス内容その他の条件等について定めた「エネルギーサービス契約」を締結する。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定成立から本サービス提供開始日までとする。

(解除)

第7条 委託者又は受託者が次の各号のいずれかにあたる場合、相手方は直ちに本協定を解除することができる。

- (1) 自己の責に帰すべき事由により、本サービスの開始が不可能になった場合
- (2) 本協定の条項に違反し、その違反が重大で相手方の求めにもかかわらず是正されない場合
- (3) 仮差押、仮処分、強制執行、滞納処分、競売の申立てを受けた場合
- (4) 破産、会社更生、民事再生等の法的整理手続の申立てをし、又は申立てを受けた場合
- (5) 手形・小切手の不渡りを出したとき又は支払を停止した場合

- (6) 事業を廃止若しくは解散し又は官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けた場合
- (7) 経営が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
- (8) 受託者の役員等が、荒尾市契約等における暴力団等排除に関する措置要綱（平成24年告示第36号、以下「要綱」という。）第2条第4号及び第5号に規定する暴力団等又は暴力団等関係者若しくは要綱第4条に規定する排除措置の要件に該当すると認められるとき。

- 2 前項に基づき本協定が解除されたときは、受託者は直ちに本設備を撤去する。
- 3 委託者が第1項各号のいずれかに該当し、本協定が解除されたときは、委託者は受託者に対し、本設備の設計、設置及び撤去に要する費用等、受託者が被った損害の合計額を一括して支払う。
- 4 受託者が第1項各号のいずれかに該当し、本協定が解除されたときは、受託者は委託者に対し、本設置場所の原状回復に要する費用等、委託者が被った損害の合計額を一括して支払う。

(損害賠償)

第8条 委託者又は受託者は、自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合、相手方に対して当該損害を賠償するものとする。ただし、受託者又は委託者は、自己の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、休業損害、営業補償、第三者からの請求に基づく相手方の損害等については責任を負わない。

(秘密保持)

- 第9条 委託者及び受託者は、本協定に関連して知り得た相手方の資産状態、本設備・本サービスに関する情報又は相手方の営業情報並びに本協定の内容及び本協定締結の事実（以下、併せて「秘密情報」という）を相手方の承諾なくして第三者に開示又は漏洩してはならない。
- 2 委託者及び受託者は、前項の秘密情報を本契約の目的以外のために使用してはならない。
  - 3 前二項の規定は、あらかじめ書面による相手方の承諾を得た場合又は次の各号のいずれかにあたる場合は適用されない。

- (1) 知得する以前に、既に公知となっているもの
- (2) 知得する以前に自ら開発し、又は正当な権利を有する第三者から入手したもの
- (3) 知得した後に委託者又は受託者の行為によらないで公知となったもの
- (4) 知得する以前に、既に保有していたもの
- (5) 裁判所又は監督官公庁等から法令に基づき開示を求められたもの
- (6) 債権譲渡の際及び受託者又は債権譲受人が外部から資金調達・リスクヘッジを検討する際に開示を求められたもので、機密保持に関する契約を締結したうえで開示するもの

(協議解決)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に関し疑義が生じたときは、委託者及び受託者は誠意をもって協議し、解決する。

(合意管轄)

第11条 委託者及び受託者は、本協定に関し裁判上の紛争が生じたときは、熊本地方裁判所又は熊本簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本協定成立の証として、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者

受託者

別表

1	本設備（第1条）	※エネルギーサービス募集要項及び提案書に基づき記載  (以下余白)
2	設置場所（第1条）	荒尾市民病院 地下1階機械室、6階機械室、屋上室外機置場
3	開始予定日（第2条）	令和6年3月1日
4	提供期間（第2条）	180ヶ月